

名古屋市告示第335号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成30年名古屋市告示第484号及び令和4年名古屋市告示第375号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

なお、これらの告示により指定した形質変更時要届出区域は、平成30年名古屋市告示第627号、平成31年名古屋市告示第21号、令和5年名古屋市告示第324号及び本告示により、その全てを解除します。

令和7年6月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定を解除する区域

名古屋市熱田区六野一丁目307番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課